

青梅市農林業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

民法の一部改正を踏まえ、資金融資にかかる利子補給の対象となる「農、林業後継者」の下限年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市農林業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例

青梅市農林業近代化資金利子補給条例（昭和 36 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「20 歳以上」を「18 歳以上」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市農林業近代化資金利子補給条例の規定は、農、林業者等が施行日以後に組合に対して申し込む資金の融資にかかる利子補給金の交付から適用する。